

平成 21 年 6 月 1 日現在

研究種目： 基盤研究 (C)
 研究期間： 2007 ～ 2008
 課題番号： 19530304
 研究課題名 (和文) ドイツ社会的市場経済における「社会的安全と経済的自由の結合」の様相
 研究課題名 (英文) Shop-hours Restriction Law 1956 and Social Market Economy in the Federal Republic of Germany
 研究代表者
 石井 聡 (ISHII SATOSHI)
 札幌大学・経済学部・准教授
 研究者番号： 20432213

研究成果の概要：

ドイツにおける閉店規制は、20 世紀前半には小売業従業員の労働時間保護が目的であったが、第二次大戦後 1956 年に制定された閉店時間法の関連議論を追ってみると、従業員保護もさることながら、新たな論点として重視されたのが、競争中立性という観点であった。これは、小企業と大企業の平等な競争条件を作り上げるという秩序政策的な考えから出されたもので、市場が十全に機能するための秩序を作り上げるという戦後西ドイツ社会的市場経済の政策目標とも関連性を持つものであった。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	600,000	180,000	780,000
2008年度	400,000	120,000	520,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,000,000	300,000	1,300,000

研究分野： 社会科学

科研費の分科・細目： 経済学・経済史

キーワード： ドイツ・社会的市場経済・閉店時間法

1. 研究開始当初の背景

市場の自由・市場メカニズムの発揮・市場の効率性と、社会的公正・社会的安全・それらのための社会政策とのバランスをどうとるのか、それら双方の調和点をどこに見出すべきなのか、という問題は、経済学にとって重要な研究テーマの一つであると思われる。こうしたテーマへ接近するための一つの手

段として、本研究は、ドイツ社会的市場経済体制を対象として取り上げる。戦後(西)ドイツの経済体制を指す言葉である社会的市場経済は、ドイツ新自由主義者たちにより基盤となる政策構想が提供された。その要点は二つである。一つは、市場は、自然と自由、効率、福祉を増進する機能を持つが、その機能を十分に発揮させるための枠組み(秩序)を国家が整備せねばならないこと、もう一つは、

しかしいくら市場が十分に機能したとしても残されてしまう市場の限界部分に対する社会政策をとらねばならないこと、である。すなわち社会的市場経済は、競争の自由と効率が確保された市場経済の確立と社会問題への対応の両方を目指すもの、「社会的安全と経済的自由の結合」であると定義される。こうした社会的市場経済は、2004年にEU各国により調印された欧州憲法条約において、連合の経済的目標と明記されるに至っており、「アングロサクソンの市場経済」とは一線を画す欧州型市場経済のモデルの一つとして今日注目を集めている。西ドイツから現在の統一ドイツに至るまでの各政権は、上述の構想を基盤として経済を運営してきており、戦後ドイツの経験は、冒頭に掲げた経済学の重要テーマを検討するにあたって示唆に富んだ事例を提示するものと期待される。

ただし、ドイツにおける「社会的安全と経済的自由の結合」の現実は、時期によってかなり性格を異にするものであった。1950年代から60年代前半は、キリスト教民主/社会同盟を中心とする政権が、「経済の奇跡」と呼ばれる経済成長を背景に、それ以降の時期と比較すれば、「経済的自由」と「社会的安全」の両者をバランス良く維持した時期だと評価される。60年代半ばの不況後、戦後初めて政権を担った社会民主党は、70年代にかけて労働者の権利をいっそう強化し、社会保障面の充実を図った。その結果、70年代後半になると、失業率の上昇や社会保険関係費の膨張を背景に、「社会国家の限界」論が展開され、社会政策の分野における市場原理の復権の必要性が叫ばれ始めた。そして82年からのキリスト教民主/社会同盟コール政権下では、経済成長の桎梏となっている「ゆきすぎた」労働者保護を緩和し、経済的自由に対する様々な法的規制を廃止、もしくは改正すべきだとの論調が主流となっていった。90年代以降になると、経済のグローバル化を背景とする産業立地競争の圧力と資本の論理の圧力、サプライ・サイドを重視する経済学の影響、企業の競争力に関する「危機意識」の下、企業活動にとって好ましくないといわれる条件を排除せねばならない、つまりは様々な規制を緩和せねばならないという気運が、政府・産業界・学界にいっそう高まってきており、それは1998年からの社会民主党政権、現在の2大政党による大連立政権の共通の認識ともなっている。

これら戦後ドイツの経験のなかから、本研究は、「社会的安全と経済的自由の結合」が比較的バランス良く実現された時期と評価される1950年代を対象として、その「結合」がいかになされていたのかを実証的に明らかにしようとするものである。

2001年に出版された『決算：連邦共和国の

50年』と題される書物のなかで、フランクフルト大学社会経済史教授のプルンペは、戦後西ドイツ社会的市場経済体制に関する実証研究が、なお全体的に不十分であることを述べている(Plumpe, W., "Wir sind wieder wer!" Konzept und Praxis der Sozialen Marktwirtschaft in der Rekonstruktionsphase der westdeutschen Wirtschaft nach dem Zweiten Weltkrieg, in: Recker/Jellonnek/Rauls (Hrsg.), *Bilanz: 50 Jahre Bundesrepublik Deutschland*, St. Ingbert 2001)。近年の我が国でも、「社会的市場経済」に留意した本格的な歴史研究が登場しつつあるが、反カルテル政策(高橋岩和『ドイツ競争制限禁止法の成立と構造』三省堂、1997年;柳澤治「西ドイツにおける戦後経済改革」『土地制度史学・別冊20世紀資本主義』1999年)、通貨の安定化(石坂綾子「ドイツ連邦銀行制度の成立過程(1945-1957年)」『土地制度史学』158号、1998年)など、市場機能の発揮に関する側面の検討が中心である。そうしたなか、社会的市場経済概念の成立を巡るキリスト教民主同盟内の思想と行動の変遷を描き、我が国における社会的市場経済体制の歴史研究の先駆的存在となった野田昌吾氏(野田昌吾『ドイツ戦後政治経済秩序の形成』有斐閣、1998年)は、「社会国家的枠組み、新自由主義的経済運営のそれぞれの構成要素相互の結びつき方、相互補完関係」の考察を今後必要な課題として掲げている。本研究は、そうした「補完」だけでなく、「社会的安全」と「経済的自由」がいかに「相互作用」もしつつ「結合」していたのかに関して、その実態を抽出することを目指すものである。

2. 研究の目的

そのさい、本研究では、西ドイツで1956年に制定された閉店時間法(Ladenschlußgesetz)を具体的な検討課題として取り上げる。小売業従業員の長時間労働からの保護を主要な目的として制定された同法は、「労働者保護の基本法」ともいわれ、戦後50年近くに亘りその社会政策的な意義が強調され維持されてきた。だが他方で閉店法は、経済的自由やサービス産業の発展を阻害する「市場経済の異物」だとして、その規制の緩和もしくは撤廃要求がなされ続けてもきた。こうした同法の性格を考えると、閉店法を巡る議論は、まさに社会的市場経済の構想である「社会的安全と経済的自由の結合」をいかになそうとしているかという問題と直接関わるもの、その接点にある存在だといえる。確かに同法は、小売業の営業時間を規制するのみの対象範囲の限られた法律ではあるが、その思想的背景には、日祝日を安息日とするキリスト教の精

神、経済的自由よりも労働者の保護や競争条件の平等化を求めるといった社会性を重視するヨーロッパ的価値観が存在するものであり、「欧州型市場経済」の理解にあたっては意義を有する研究対象と思われる。

そこで同法の制定に至るまでの議会を中心とする各界での議論を追跡することで、「社会的安全と経済的自由の結合」のなされ方に関する具体像を提示しようと期待される。

閉店時間法は、今日その規制の緩和が進められていることもあって近年のドイツで注目を集めている研究対象である。主な研究としては、Spiekermann, Uwe, *Freier Konsum und soziale Verantwortung. Zur Geschichte des Ladenschlusses in Deutschland im 19. und 20. Jahrhundert*, in: *Zeitschrift für Unternehmensgeschichte*, 49/1(2004), Rühling, Michael, *Das Ladenschlussgesetz vom 28. November 1956*, Frankfurt am Main 2004 などをあげることができる。ただ、前者に関しては 1956 年法を内容の一部として扱うのみであり、またその 1956 年法を対象とした後者は、法が制定される経緯に関心を置き、社会的市場経済との関連性を問う視点が希薄であって、本研究の検討課題はなお未開拓分野として残されたままである。

3. 研究の方法

研究上主に用いる一次資料として、ドイツ・コブレンツのドイツ連邦文書館 (Bundesarchiv)、ポンのドイツ連邦議会文書館 (Deutscher Bundestag - Parlamentsarchiv) 所蔵の 1956 年閉店時間法関連資料を収集した。それらは、1956 年閉店時間法制定に至る旧西ドイツ議会資料等の資料である。収集後は資料の整理・読解を進め、その内容の一部を、2009 年 3 月 7 日に、経営史学会・社会経済史学会 (北海道部会合同部会) において報告を行った。そこでの質疑応答をもとに内容の充実をはかった。

4. 研究成果

ドイツにおける閉店規制は、中世以来の歴史を有する。当時は、教会での礼拝の時間を妨害しないためとして、日曜が閉店対象となった。こうした宗教的な影響は 19 世紀以降徐々に弱くなっていくが、今度は小売店で働く労働者の保護という考え方が、閉店規制の主要目的となってくる。1900 年の営業条例改正では、経営者は、従業員に対して中断のない 10 時間以上の休憩を与えることが義務とされ、小売業の平日の営業時間を朝 5 時から夜 9 時までとするという規制が施行された。

続いて 1918 年には、8 時間労働制導入を背景に、19 時から 7 時までの営業を禁止するという規定が設けられ、これが 1938 年の労働時間法によって踏襲され、第二次大戦後へと至ることになる。

戦後の混乱を抜けると、個々の州がそれぞれの地域の事情に合わせて、閉店時間の規制を始めた。閉店に関する戦後最初の議論は、その規制は、州の権限に属するものなのか、連邦の立法権に属するものなのかという点についてであった。この点に関しては、1950 年 5 月に連邦憲法裁判所が、連邦法が妥当との判決を下し、1956 年の連邦法の制定へと事態が進むこととなる。ただ、今日のドイツにおいては、閉店時間法の規制が弱まり、徐々に州による規制へと移行しつつあるという事実が存在する。この背景には、補完性原理に関わる考え方があり、1940 年代末の議論を、この視点から再検討することも、今後の興味深い課題となるだろう。

連邦における規制の統一化を目指して、1950 年 2 月にキリスト教民主/社会同盟の中道派議員団から、動議が提出された。それは、「州により生じさせられている差異を考慮して、即座に小売店の開店の維持のための連邦統一的な規制の設定を懇願する」ものだったが、ここまでの経緯からは、閉店規制そのものの是非に関する深い議論はない。小売店従業員保護のために閉店規制が存在するという事実が、歴史的経緯からも自然に受け入れられているという点が印象的である。

とはいえ、1950 年 2 月の動議以降 56 年 11 月の法制定に至るまでは、さまざまな党派・立場からの賛成・反対議論が百出することになる。当初出された主な意見は、

賛成意見

1. 小売業従業員や店主の保護のため
2. 労働時間の監視が統一的になされるためには、連邦統一法が必要である

3.

反対意見

1. 連邦統一的な規制では、観光地や国境地域といった特殊性が考慮されない
2. 職種によっては、買い物をする可能性が閉ざされてしまいかねない
3. 経済成長が著しいなかで、閉店時間を規制することは、ドイツ経済の成長にとって望ましいことではない

といったものであったが、50 年代に入り、ドイツ経済が「経済の奇跡」と呼ばれた成長を始めた時期には、とくに反対意見の 3 つめのような考え方が大きくなり、実際に労働時間の長時間化が進むという事態が生じた。50 年代初頭の調査によれば、都市部の 35% の商店が法的な規定に違反する労働時間を強いて

おり、農村地域では閉店規制がほとんど遵守されていなかったとされる。こうした状態は、1938年労働時間法で規定されている開店時間が週72時間であることに起因するものであるから、労働者保護のためには、より短い営業時間の法的規制が必要であるとの意見が強まっていく。こうした見解が、土曜の営業時間を月～金曜とは差別化し、半日とするという案につながっていくこととなる。

以降は、土曜の午後を閉店とするか否かに関するさまざまな議論が展開される。

賛成意見

1. 小売業従業員に休養を与え、労働力として維持するためには、長い週末を与えることが必要である
2. 長い週末は、家族生活にとって最も重要なものであり、ハイキングや文化的催し、スポーツなどの企画に役立つ
3. 後継労働力としての若者は、長い週末のとれる職種へ就職するだろうから、小売店も土曜午後は休業とすべきである

反対意見

1. 土曜の午後は、1週間で最も売り上げの多い時間帯であり、その時間の閉店は売り上げの減少につながる
2. 現在の商品供給の増大と通貨不足の状況から、競争を向上させ市場の透明性を高めるためには、規制を制限することが要求される。落ち着いて商品を吟味する時間が与えられれば、消費者の利益となる

これら意見に対しては、それぞれ双方から反論が提示される。たとえば賛成意見の3に対しては、学校卒業者は年々増加しており、すべての卒業者を雇用することは困難になっていく。それゆえ小売業にも十分な後継者が供給されるであろうといった反論がなされたし、他方で反対意見の1に対しては、売上げは新たな規制によって完全になくなってしまいうものではなく、ほかの日に分配されるだけである。売上げは開店時間ではなく、消費者の購買力にもっぱら依存しているのだという反対意見が述べられた。

実際のところ、「開店時間の規制ほど日々の生活に明らかに感知できる介入をするテーマはほとんどない。今日同様当時も、公衆はそれに関して巻き起こる議論の活発な一部として参加していた」(Rühling, *Das Ladenschlussgesetz vom 28. November 1956*)とされるように、閉店規制については、小売業関係者のみでなく、一般市民も消費者としてあるいは労働者として当事者となる。また誰にでも分かりやすい象徴的なテーマであるため、これまでの歴史において、政界・財界・学界のそれぞれの立場から、あまり深い

検討がなされぬままにさまざまな意見が提出されることになりがちであった。たとえば規制によって売り上げが減少するだろうという見通しは、1900年の営業条例改正時以来、2003年の閉店時間法改正に至るまで、毎回必ず訴えられる規制反対理由である。だが、歴史上、規制強化による売り上げ減少は一度も確認されておらず、売り上げはもっぱら購買力に依存するという結果が出ているのである。

最終的には、1956年11月9日の閉店時間法決議前日の8日の連邦議会において、社会民主党のランゲが述べたように、閉店法の提案には「2つの動機が存在する。第一は従業員の保護であり、第二には、平等な競争条件の設定である」とされ、制定理由として大きく2つの点が主張されることとなる。このうち従業員の保護という点に関しては、そもそも1956年閉店時間法が規定しようとしていた営業時間は週64.5時間であって、その規制のみで労働時間法に規定される週48時間労働を達成できるものではなかった。また50年代には、金属産業などを中心に、すでに労働協約による労働時間短縮や週休2日労働制が進展しつつある状況にあり、閉店法が従業員の労働時間に寄与する部分は、現実的にはあまり大きなものではなくなりつつあった。

そのなかで制定理由として強調されるようになっていったのが、平等な競争条件の設定(競争中立性)という観点であり、すべての政党の法提案者にとって、中心的な論拠となった。これは、営業時間を自由化すると、従業員の多い大企業と少ない小企業間の競争で大企業側に有利に働くがゆえに、小企業と大企業の平等な競争条件を作り上げることが必要であるという主張であった。自由で束縛を受けていない経済が社会的に最善の結果となるのではなく、共通の秩序のもとで初めて、消費にとって有利か不利か、小売業の労働にとって有利か不利かを決定できるというのである。社会的市場経済の理論を提供したオールド自由主義の指導的論者の一人ベームも、閉店法は国家による合理的な秩序の設定であるとみなしており、また1961年の連邦憲法裁判所の判断でも、閉店法は「競争中立性を確保する秩序政策的な機能を果たす」がゆえに合法であるとされた。このように、閉店時間法は、市場が十全に機能するための秩序を作り上げるといった社会的市場経済の政策目標とも関連性を持つものであり、単に労働者保護という観点のみならず、社会的市場経済における最適な市場秩序の実現という意味からも、制定された法律であったのである。「社会的安全と経済的自由の結合」という社会的市場経済の定義に即して言い換えれば、従業員保護という社会的安全と、平等な競争条件という秩序のもとで初め

て実現できるものとしての経済的自由とを「結合」する存在が、閉店時間法だとされたといえる。

ただし、同法制定のための投票は、連邦議会議員の4割近い議員が欠席するなかで、賛成153、反対123という小差で可決されたものであった。上述のような「結合」は誰からも受け入れられたわけではなく、多様な意見が存在していたのである。たとえば「社会的市場経済」の政策実現の立役者であるエアハルト経済大臣は、同法に対して「こんな法律を理解することはできない」として強く反対の立場をとっており、閉店時間法は制定後も、消費者の視点や、市場経済の自由(営業の自由、企業の自由、資源投入の自由)の観点からの批判にさらされ続けることとなる。「経済的自由」をどういうものとして解釈するかの違いがそこにあるといえる。エアハルトの主張が先のベームの見解とは対照的であったように、社会的市場経済を巡っては、解釈が幅広くなされすぎる傾向のある点がしばしば批判されるが、そのことは、この閉店法の関連議論においても現れているということができよう。

閉店時間法は、この後数々の批判を受けながらも、従業員保護を訴える労働組合(社会民主党の支持基盤)、日曜労働の禁止を求める教会、大企業との平等な条件設定を望む中小を中心とする小売業者(キリスト教民主/社会同盟の支持基盤)に支えられて、存続していくこととなる。閉店時間法が改正されるのは、ドイツがグローバル化の波にもまれる1989年、96年、2003年のことであり、それぞれ営業時間の延長がなされることとなった。近年は、労働者保護や秩序の設定よりは、「経済的自由」そのものの重視へと重心が移りつつある状況であるといえる。だが、今日の時点でも、『顧客に便利な』という一つの視点から見えてくるものすべてが、さらに広い意味での『人間に好ましい』ものではありません。生活の質というのは、買い物できる時間のみに規定されるものでもありません。日曜や祝日を保護したり、それにより人間的な生活のための必要条件を作り出すことは、国家の課題なのです(2000年のラウ大統領(当時)の演説)といわれるように、ドイツにおいてはなお「社会的安全」への配慮が残っていることにも注意が必要である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 2 件)

① 石井聡「東ドイツにおける工業労働者の

「社会的結合」『歴史学研究』833号、143-151頁、2007年、招待論文。

② 石井聡「計画経済システムにおける計画作成と達成度評価の現実—建国初期東ドイツ造船業を例にして—」『地域と経済』第5号、33-42頁、2008年、査読なし。

[学会発表] (計 1 件)

① 石井聡「ドイツ「社会的市場経済」と閉店時間法」経営史学会・社会経済史学会(北海道部会合同部会)、2009年3月7日、於・札幌大学。

[図書] (計 1 件)

① 石井聡(分担執筆)『ドイツ文化史入門』昭和堂、2009年(近刊、掲載確定)。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

石井 聡 (ISHII SATOSHI)
札幌大学・経済学部・准教授
研究者番号：20432213

(2) 研究分担者

(3) 連携研究者